

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定に基づき、相模更正会従業員組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が、令和 6 年 2 月 29 日にありましたので、労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 4 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 3 月 4 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 事件

雇用の確保等

2 日時

令和 6 年 3 月 14 日以降問題解決に至るまでの間

3 場所

場所	所在地
総合相模更正病院	相模原市中央区小山 3429

4 争議行為の概要

上記の場所において、全面的または部分的に、連続的または断続的に、保安要員を除く組合員の全部または一部がストライキその他の争議行為を行う。